

生駒市条例第20号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月21日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。